



初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。風の温度や匂いが変わってまいりました。秋晴れのお休みの日には、どこに行きましょう？

重要情報

1. 消費税の任意の中間申告

H2604以降開始年度（個人はH27年分）から消費税の年税額が少なくても選択により届け出を提出すれば、任意の中間申告納付ができます。納税資金としてプールしていた預り消費税を税務署に前払しておくイメージです。

2. 循環取引への加担も青取消・重加算の恐れ

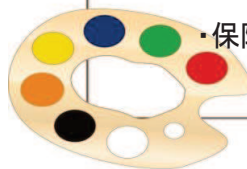
循環取引とは、企業が営業ノルマを達成したいときに取引先と共同して行う粉飾行為です。企業には架空売上が立つ一方で架空在庫が残ります。協力加担した取引先についても、税務上のペナルティが課される判決が最近ありました。

3. 受遺者の登記費用を相続人が負担？

被相続人から不動産の遺贈を受けた財団法人が、登記費用を相続人に負担させるべきという裁判を起し、地裁に続き高裁でも勝訴しています。基本的に登記費用は、相続財産から負担すべき遺言執行費用の一部と解釈されるためです。

10月のイベント

- ・個人住民税3期納付
- ・厚生年金保険料改定
(9月分10月納付)
- ・保険料控除証明が届きます
(年末調整用)



税金マメ知識

◎各府省庁の平成27年度税制改正要望

経産省：法税率27年度～数年で20%台に

中企庁：個人事業承継時の相続軽減措置、非上場株式納税猶予拡充

国交省：住宅資金非課税贈与3千万円延長、空き家固定資産税見直し、9号買換の期限延長、車両税縮減

厚労省：医療機関等の消費税負担配慮策

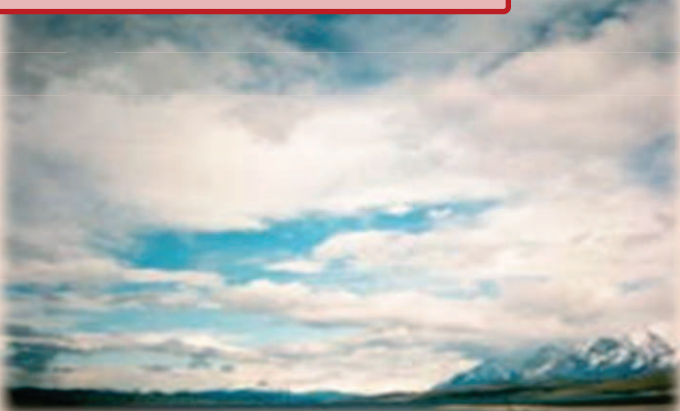
環境省：太陽光資金非課税贈与、グリーン投資減税の1年延長

文科省：教育資金非課税拡充、ゴルフ税廃止

金融庁：NISA拡充

内閣府：新設法人軽減、三世代同居・近居の税制優遇

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナ)



【日本人宿と情報ノートについて】日本人オーナーが経営する、または、日本人の集う安宿は世界中いたるところにあります。名物オーナーの話やサロンでの情報交換、『情報ノート』などの機能がありました。最近ではブログ等を作って現地のネットカフェから情報更新する旅行者も多いので、手書きノートは昔ほど重視されなくなりましたが、全盛期には有用な情報を各地で記述する著名人もいました。私の時代には詳細な観光地図を自作する富永スーパーマップや絵付きで現地密着情報の優れたエルヴィスノートなどをコピーして持ち歩く旅人も多かったです。

☆事務所からの連絡☆

晩酌のじかん

最近歳なのかなあ…、やっぱさ、キレイなところに泊まりたいよね。旅情溢れる安宿も良いけど、疲れるじゃん。と、リゾート雑誌を見ながら呟いたら、妻が喉から空気を漏らしながら、えええええー！どうしちゃったの？と、言いました。先日の晩酌での出来事です。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県

横浜市神奈川区片倉5-14-15

TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340

Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp